

平成20年度 第3回高知県公共事業再評価委員会 議事概要

平成21年1月27日 9:00～12:00

高知県職員能力開発センター 3F 研修室

3番 海域環境創造・自然再生等事業（高知港 横浜地区）

港湾課：前回の委員会では直前に取り下げ、今回は委員への資料配布が遅れたことをお詫びする。

委員長：事業が中止になった理由として、関係者に理解を得られていないことや希少生物の発見といった環境問題があるが、水質改善を目的とした当事業周辺海域の水質の現状は短期的ではあるが悪化していないということが、事業中止の理由と考えて良いか。

港湾課：水質改善を目的とした事業としては、水質が改善された現状では必要ないと判断した。補足として鏡川のBOD値は平成6年をピークに改善している。この理由は下水道普及率の向上と思われる。浦戸湾は広域であるため、今後、河川の水質改善が海域にも及ぶものと判断している。

委員：弘化台でアサリが採れており、水質が改善している。

委員：今回中止の判断をしたが、再度着手したい場合の取り扱いは、新規扱いか。

港湾課：そうだ。再着手の場合は非常に高いハードルがあり、大きなエネルギーが必要である。

委員：以前は休止という選択肢があった。今は継続か中止しかないと、中止の判断は良く考える必要がある。

港湾課：継続か中止しかないと、水質が改善された現状では中止と判断せざるを得ない。

委員：住民全体が事業に反対しているか。

港湾課：住民の中には、以前の事業でアサリが採れるようになり事業に理解を示してくれる人もいる。一旦は水質を改善する事業目的に概ね理解が得られたが、以前の事業で被った違法駐車やゴミの散乱等が再発することが懸念されるため、全体では理解を得られなかった。

委員長：鏡川等全体的に水質が改善され海域では環境基準を下回っていると考えられる。一方、元の事業内容のまま着手することは別の希少生物等の別の環境問題が発生することになる。今の水質の推移を見守ることとし、関係者の意見を踏まえて、（他の委員に中止を確認の上）中止とする。

4番、5番 港湾環境整備事業（宿毛湾港 新田地区、池島地区）

委員長：地元の要望が強いという説明があった。B/Cの算出方法はアンケートによる住民の支払意志額による手法をとっているが、地元の評価や期待はどうか。

港湾課：新田は、スポーツやレクレーションに対する要望があり、具体の施設で対応している。池島は、港湾用地に立地する造船関係企業と背後地との緩衝機能を有する緑地であり、緩衝機能に対する要望はあるが、具体的な施設の要望等はない。

委員：室戸市の公園事業は変数を用いた算出方法で便益を求めていたが、宿毛湾港の場合は住民の意見を反映した算出方法なのか。

港湾課：室戸市の公園事業の変数による算出方法と違い、アンケート調査により支払い意思額で算出するという原始的なものであるが、住民の意見を反映した正直な数値だと思う。

委員長：利用料は近隣を参考にしたものか。

港湾課：新田を背後住民がスポーツ・レクに利用するのを交流機会の改善効果とし、旅行費用法を用いて便益を算出している。

委員長：緑地を利用する時間価値は入れているか。

港湾課：入っていない。

委員長：対応方針は4番、5番共継続Aとなっているが、よろしいか。
（他の委員に継続を確認のうえ）継続Aとする。

事務局：次回委員会は3月18日午前とする。場所は追って通知する。 以上